第三十三南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

五～十一　（略）

第三十四南極特別保護地区

（略）

第三十五南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

五～十　（略）

第三十六～三十九南極特別保護地区

（略）

第四十～四十八南極特別保護地区

（略）

第四十南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。

五～十一　（略）

第四十九南極特別保護地区

一～二　（略）

三　毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点（南緯六十二度二十八分十五秒西経六十度四十六分二十七秒又は南緯六十二度二十八分十六秒西経六十度四十六分四十八秒）に限り、着陸することができる。

四　（略）

五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。

六～十一　（略）

第三十三南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去し、跡地の整理を適切に行うこと。

五～十一　（略）

第三十四南極特別保護地区

（略）

第三十五南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

五～十　（略）

第三十六～三十九南極特別保護地区

（略）

第四十～四十八南極特別保護地区

（略）

第四十南極特別保護地区

一～三　（略）

四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

五～十一　（略）

第四十九南極特別保護地区

一～二　（略）

三　毎年十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、指定された地点（南緯六十二度四十六分二十七秒西経六十度二十八分十七秒又は南緯六十二度四十六分四十八秒西経六十度二十八分十六秒）に限り、着陸することができる。

四　（略）

五　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、原則として、毎年十一月一日から翌年の三月一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。

六～十一　（略）